

社会福祉法人静和会役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人静和会定款(以下「定款」という。)第11条第3項及び定款第20条第1項に規定する役員に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の変義)

第2条 この規程にいう「役員等」は、定款第5条第1項に規定する「理事及び監事」並びに定款第14条第1項に規定する「顧問」及び定款第16条に規定する「評議員」をいう。

(報酬及び費用弁償)

第3条 前条に定める役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 常務理事 社会福祉法人静和会給与等規則別表第4俸給表の6級1号俸の額及び諸手当
- (2) 理事、監事及び評議員 会議、研修及びその他の業務時間として、4時間未満の場合は、5,500円、4時間以上の場合は、10,000円とする。
- (3) 監事の監査業務 監事が監査を行った場合は、10,000円とする。ただし、監事職にある者が、公認会計士、税理士及び弁護士等特別な資格を有している場合は、20,000円とする。

2 役員等の費用弁償については、社会福祉法人静和会役職員旅費規程に基づき支給する。

(その他)

第4条 この規程の改正及びその他必要な事項については、理事会及び評議員会の決議を要するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成29年4月1日一部改正

平成29年3月31日をもって、社会福祉法人静和会役員報酬等に関する規程細則を廃止する。